

わが社の運輸安全マネジメントの取り組み

A 毎年度等、下記の具体的な取組方策を定めたら社内及び営業所内へ掲示するとともに、反省事項や改善方法については、後日、改善措置等必要な方策を立てたときに掲示し直します。

- ・わが社の事故防止のための安全方針
- ・社内への周知方法
- ・安全方針に基づく目標
- ・目標達成のための計画
- ・わが社における安全に関する情報交換方法
- ・わが社の安全に関する反省事項
- ・反省事項に対する改善方法

B 毎年度、下記の取組状況を把握して社内及び営業所内へ掲示します。なお、安全方針、安全目標、安全目標達成状況、自動車事故報告規則で定める事故に関する統計は公表しなければなりません。

- ・わが社の安全に関する目標達成状況
- ・わが社の事故に関する情報

(注) 輸送の安全に係る行政処分を受けた場合には、法令に基づき遅滞なく警告書等（写）、改善報告書（写）を社内及び営業所等に掲示等により公表すること。

日付： 年 月 日

会社名

代表者名